

仙台市障害者差別解消条例を改正しました

条例改正※により、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

※改正条例施行日…令和5年10月1日

合理的配慮とは…

障害のある人から、「社会の中にあるバリアによって生じている困りごとを取り除いてほしい」と申し出があったときに、負担が重すぎない範囲で必要な対応を行うことです。



(例) 筆談やタブレット端末などで会話をする



高いところにある商品を手にとって渡す

合理的配慮のポイント

まずは対話を行いましょう！

一方通行ではなく、お互いにコミュニケーションを取ることが大切です。



してほしくないこと



お店の人などの事業者

- 何の説明もなく断ること
- 検討もせずに門前払いすること

障害のある人

- 「言われなくてもやるのが当然」、「何が何でもやるべき」と考えること

してほしいこと



事情や考えを伝えあい、お互いが納得する方法を一緒に考えましょう！

- どのような対応ができるかを確認する／伝える
- 対応ができない場合でも、違う方法はないか、どこまでならできるとかを話し合う

障害のある人もない人も暮らしやすいまちを目指しましょう！



事業者の皆様

合理的配慮の提供を支援するための各種メニューがあります。



合理的配慮に関するパンフレット（事業者向け）を作成しています。



仙台市障害企画課



仙台市障害理解促進キャラクター「ココロン」